

原子力規制委員会

平成26年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

## 原子力規制委員会

### 平成26年度第1回政策評価懇談会 議事録

#### 1. 日時

平成26年7月22日（火） 12:31～14:23

#### 2. 場所

中央合同庁舎4号館1214特別会議室

#### 3. 出席者

飯塚 悦功 東京大学名誉教授

城山 英明 東京大学公共政策大学院院長 法学政治学研究科教授

鈴木 基之 東京大学名誉教授 東京工業大学監事

田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官

町 亞聖 フリージャーナリスト

#### 事務局

大島 賢三委員、

池田長官、清水次長、

米谷総務課長、佐藤原子力規制企画課長、森下原子力防災政策課長、荒木監視情報課長、他

#### 4. 配付資料

政策評価懇談会委員名簿

資料1 原子力規制行政の最近の動き

資料2 平成25年度実施施策の事後評価の考え方

資料3 平成25年度実施施策に係る政策評価書

資料4 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイント

資料5 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

参考資料1 原子力規制委員会政策評価基本計画

参考資料2 平成26年度原子力規制委員会事後評価実施計画

参考資料3 平成25年度政策体系

参考資料4 平成26年度政策体系

参考資料5 平成25年度実施施策に係る事前分析表

参考資料6 平成25年度年次報告書

## 5. 議事録

○米谷課長 城山先生がちょっと遅れて来られるということでございますので、定刻になりましたので、これより平成26年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

まず、大島委員のほうから一言、御挨拶をさせていただきたいと思います。

○大島規制委員 原子力規制委員会委員の大島でございます。

本日は、田中委員長が海外出張中でございますので、かわりまして私のほうから、冒頭、簡単に御挨拶をさせていただき、説明をさせていただきたいと思います。

まず、各委員の先生方には、大変お忙しい中、昨年度に引き続きまして、原子力規制委員会の政策評価懇談会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがたく、感謝を申し上げます。今年度もどうかよろしく願いをいたします。それでは、座りまして、続けさせていただきます。

福島第一原子力発電所事故から3年数カ月がたったところでございます。また、原子力規制委員会が発足しまして、この9月で2年になろうとしております。この間に、国民の注視のもとに、あるいは国際社会の強い関心のもとに、福島事故（福島第一原子力発電所事故）の反省と教訓に学んで、我が国の原子力規制と原子力行政に大きな変革が投入をされました。着実に実施されつつあるということは御案内のとおりでございます。もちろん一連の改革あるいは変革がこれで終わりというわけではございません。課題をたくさん抱えた中での取組でありますので、これからも内外の意見等に十分耳を傾けながら、引き続いて、改善に努めていく所存でございます。

後ほど、原子力規制庁の事務当局から御説明を申し上げますけれども、私から、冒頭、原子力規制委員会が当面しております、業務上及び組織上の大きな課題につきまして、二、三の点に触れたいと思います。

○城山委員 すみません。

○大島規制委員 どうもありがとうございます。

まず、業務上の大きな課題は、何といたしましても、新しい安全規制基準の策定と、この基準に対する適合性審査を開始したということでありまして、原子力規制委員会が成立した後にまず取り組みましたのが、福島原子力発電所事故の経験、教訓を踏まえて、新しい安全規制基準の作成に取り組みました。まず原子力発電所関係では、ちょうど1年前、昨年7月に新しい基準を策定し、原子力発電所以

外の原子力施設、すなわち、再処理施設とか核燃料施設等に関わるものにつきましては、昨年の12月にそれぞれ策定作業を終えまして、新基準が施行されております。この新しい規制基準は、以前のものに比べまして、過酷事故対策、シビアアクシデント対策を含めて、規制要求のレベルが格段に上がったと。相当に厳しい内容になっているということも、これも御案内のとおりでございます。

我が国の原子力発電所48基、国内にあります。現在、全て停止中というわけですがけれども、これら停止中の原子力発電所の再稼働を目指しまして、現在までのところ、電力事業者より、12の原子力発電所分につきまして、合計19基の原子力発電所に対して、この新しい基準への適合性を審査するその申請が原子力規制委員会のほうに提出されております。全体の約4割が申請されておると。この申請に対しまして、原子力規制委員会、原子力規制庁は全力を挙げて審査に取り組んでいるところでございます。これら発電所以外の施設につきましては、10の施設につきまして申請が受理され、これも審査会合が適宜開催をされております。

これら発電所関連の申請につきましては、九州電力の川内原子力発電所の申請案件が先行しておりまして、先週の原子力規制委員会におきまして、これまでの審査をもとに、まとめ上げられました審査書案というものをパブリック・コメントに付すということを承認をいたしました。現在、この審査書案の技術的意見募集がパブリック・コメントという形で進んでいるところでございます。この川内原子力発電所以外の他の発電所の申請に関しましても、今後とも、鋭意審査を進める考えでおります。

今回のこの新基準に基づきます審査は、福島原子力発電所事故を受けて、原子力の規制行政が大きく転換したということを反映したものであります。規制要求のレベルが上がったことはもちろんでございますけれども、さらに審査の過程を公開し、規制行政の透明化を図ったということも、従前と比べて大きな変化でございます。

また、原子力行政に対する国民の信頼を回復していくためには、原子力政策あるいは原子力行政の独立性・中立性といったことを大事にすると。それから、情報公開を進め、意思決定過程の透明化を図ると。3番目に、施策の有効性・効率性を向上していくと、こういった各側面が非常に重要であると私どもは認識をしておりまして、原子力規制委員会の審査の進め方等に関しては、原子力の利用に伴って、国民の生命、安全、環境を守ることが第一に最優先されるべき事項であると、そういう理念を固く抱いて、大事に取り組んでおります。今後、しばらくその審査のプロセスが続きますけれども、そういう意味で、この適合審査というものが新しい体制のもとで、新しい理念のもとで、新しい基準のもとで、進められていくということの大きな試金石にもなろうかというふうに思います。

次に、組織上の問題につきまして、簡単に触れさせていただきますけれども、本年3月に原子力安全基盤機構、いわゆるJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）との統合が行われました。これにより

まして、職員数が、それまでの約500名からほぼ倍増いたしまして1,000名になりました。この統合の結果、多数の経験豊かな専門家が原子力規制庁の一翼に加わることになり、これによって、専門性が増すと同時に、大いに戦力強化になるということで、大変に意義深い統合であったというふうに思います。原子力規制委員会の担当分野が広まり、責任がますます重要になってきております。このJNESとの統合の成果を十分に生かしていけるように、我々としては努めたいと思っております。特にこの関連で、JNESが、従来、担ってきております原子力の安全研究に関しましては、最新の知見が規制に反映されていくために極めて重要でありますので、引き続いて、この面についても力を入れていくと。また、このJNESとの統合の機会に、原子力安全人材育成センターというものが設置をされました。人材育成面での課題もたくさんありますけれども、この面におきましても、抜本的な強化対策に鋭意取り組んで、成果を上げていきたいというふうに考えております。

3番目の課題としましては、もちろん福島第一原子力発電所の廃止に向けた作業を、安全を確保しながら着実に進めていくという課題がございまして、汚染水の処理の問題、使用済燃料の取り出しの問題と、大変に多くのリスク要因あるいは懸念事項を抱えた中で、こういった作業が進められておるわけがございまして、原子力規制委員会としては、この安全面に最大限の考慮が払われて、こうした廃炉等の作業が着実に進むようにきちんと監視をし、取組を続けていきたいと思っております。リスク要因をできるだけ低減させると。廃止措置は安全が確保される中で進む方針で取り組んでおります。

以上のように、原子力規制委員会の業務は非常に範囲が広がって、これ以外にも、核セキュリティの問題、それから、IAEA（国際原子力機関）とのセーフガード(保障措置)の問題等々、任務が広がってきておりますけれども、いずれにおきましても、全力を挙げて取り組むということで、我々は着実に業務の進展を図っているところでございます。

以上、申し上げましたけれども、本日は、お集まりいただきました先生方には、まず原子力規制委員会の平成25年度、昨年度の政策に関する評価につきまして御意見を賜り、その後、今年度、平成26年度の政策に関する事前分析について、御意見をいただきたいというふうに思っております。非常に限られた時間でございますけれども、専門的な御意見を幅広い見地からいただくということは、大変に意義深いことと考えております。ぜひ忌憚のない御意見、適切な御指導をいただきますよう、改めましてお願いを申し上げます。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○米谷課長 それでは、続きまして、懇談会委員の御紹介をさせていただきます。

あいうえお順で、飯塚委員でございます。

○飯塚委員 飯塚でございます。よろしく願いいたします。

○米谷課長 それから、城山委員でございます。

○城山委員 城山です。よろしくお願いします。

○米谷課長 鈴木委員でございます。

○鈴木委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○米谷課長 田尾委員でございます。

○田尾委員 田尾でございます。

○米谷課長 町委員でございます。

○町委員 よろしくお願いします。

○米谷課長 続きまして、原子力規制委員会側の出席者の御紹介もさせていただきます。

先ほど、挨拶をいたしました大島規制委員でございます。

それから、池田長官でございます。

○池田長官 池田でございます。

○米谷課長 清水次長でございます。

○清水次長 清水です。よろしくお願いします。

○米谷課長 私、担当の総務課長の米谷でございます。

それから、原子力規制企画課の佐藤課長でございます。

○佐藤課長 佐藤でございます。よろしくお願いします。

○米谷課長 森下原子力防災政策課長でございます。

○森下課長 森下です。よろしくお願いいたします。

○米谷課長 荒木監視情報課長でございます。

○荒木課長 荒木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○米谷課長 そのほか、担当課から説明に参っております。

続きまして、議事次第の確認を先にさせていただきます。今日は、先ほど大島規制委員のほうからもありましたように、25年度の実施策の事後評価と、それから、26年度の実施策の事前分析について、御意見を賜るということでございますが、その前に、その前提として、原子力規制委員会のこの1年を中心とする最近の動きについて御説明をさしあげたいと。そして、最後に、その他として、何かあればということで、議事を用意しております。

配付資料の確認をさせていただきます。資料の1、原子力規制行政の最近の動き、資料2、平成25年度実施施策の事後評価の考え方、資料3、平成25年度実施施策に係る政策評価書、資料4、平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイント、資料5、平成26年度実施施策に係る政策評価の事前

分析表の五つの資料に、六つの参考資料、過不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、最初の議題に参ります。最初は座長の選任をいたしたいと思います。座長につきましては、事務局のほうといたしましては、御経歴の最も長い鈴木基之先生にお願いしたいと存じ上げますが、皆様、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○米谷課長 それでは、鈴木委員、よろしく願いいたします。

以後の進行は鈴木座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木座長 それでは、皆様の御協力を得て、スムーズにこの懇談会を進めさせていただければと思っております。

この原子力規制委員会に关しましての政策評価そのものは、これは原子力規制委員会自身が行うということになっているわけですが、この政策評価をなされるに、そのプロセスに当たって、政策評価懇談会、これの意見を聞くと、こういうふうに定められております。そういうことで、この政策評価懇談会は、既に昨年7月に1回開いておりますが、そのときは、いわば原子力規制委員会がスタートしてまだ1年も経っていないというようなことで、いろいろと非定常的な感じでしたが、ようやく2年を経過して、いわばこの政策評価懇談会も何をするのかと、事前評価、事後評価というようなものに関する検討をいただくというようなことが、ある程度、スムーズに進められるようになっているかなという感じもいたします。

先ほどございましたように、事後評価、そして、今年度の事前評価というようなことで、いろいろこれから議事に入らせていただくこととなりますが、何といたしても、今、先ほどの再稼働の問題も含め、国として、あるいは国民の立場として、あるいは国際的にも、非常にこの原子力規制委員会というものの存在が、ある意味では、関心を集めるといいますか、非常に注目をされております。私たちとしては、やはり原子力規制委員会がきっちりと仕事をしていただくというようなことのいわば後押しをするという、そういう趣旨だろうと思いますので、そういうような視点でいろいろと御意見をいただければと思っております。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議題1、原子力規制行政の最近の動きについて、これは資料1について、米谷さんのほうからでしょうか、お願いいたします。

○米谷課長 それでは、資料1に従いまして、原子力規制行政の最近の動きについて、御説明を申し上げます。

1ページめくっていただきまして、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組といたしまして、この1年、原子力規制委員会の体制の強化をいたしました。昨年11月に「独立行政法人原子力安全基

盤機構の解散に関する法律」というのが成立をいたしまして、独立行政法人の原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合するというのをこの3月にいたしました。この結果、原子力規制委員会の定員は545名から1,025名に増員をされたということでございます。

また、これに合わせまして、組織構成も変えまして、右側の3ページ目にありますように、下の左側にありますように、それまで原子力規制委員会は、長官のもとに12の課がフラットに並ぶというふうな構成でありましたが、それが上にありますように、固まりができて、ピラミッド型の組織になりました。原子力規制委員会の管理・運営の統括部門を行う「長官官房」というのが設けられ、また、旧原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした部門を「長官官房」の中の「技術基盤グループ」という固まりで設けました。そして、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応などを担います「原子力規制部」、それから、原子力災害対策指針の策定、モニタリング体制の整備、核セキュリティに関する規制、放射線による障害の防止の規制、国際約束に基づく保障措置に関する事務を行う「放射線防護対策部」というのを設けました。また、「原子力安全人材育成センター」というのを原子力規制委員会の下に設けるといふ、こうした体制に変わったと、強化されたということが、この1年の大きな動きとしてございました。

また、透明性・中立性の確保につきましては、原子力規制委員会及び各種検討会につきましても、会議の議事、議事録や資料を原則公開といたしておりますし、委員3人以上の打合せの概要や被規制者との面談の概要等についても原則公開するというのを徹底してまいりました。また、記者会見につきましても、原子力規制委員会の委員長による会見を週に1回、それから、原子力規制庁による定例のブリーフィングを週2回というのを継続して続けてきているところでございます。

また、人材の確保・専門性の向上等につきましては、昨年度、実務経験者の中途採用を29名、将来の原子力規制行政を担う新規採用を33名というのを実施しました。また、今年度より、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」というものを実施するというのをしておりますし、研究職員の公募も開始したところでございます。

なお、4番に書いておりますように、原子力規制委員会のうち、大島委員、島崎委員は、9月に任期満了を迎えるということで、後任に田中（知：さとる）氏、石渡氏を充てる人事案を国会に提示し、6月に両議院の同意が得られ、9月の委員交代に向けて準備を行っていくということにしておるわけでございます。

また、信頼の確保に向けて、国際機関、諸外国との連携・協力も進めております。昨年度は、25年5月と9月に、国際原子力規制者会議という会議を日本で開催をいたしました。また、IAEA等の国際機関



や海外の原子力規制機関に対する情報発信をしております。それから、海外の原子力規制機関との間で情報交換を行うといった二国間取決め文書等の締結も行いました。それから、3名の国際アドバイザーからアドバイスをいただく会合も実施しておるところでございます。

さらに、その下に矢印が二つ書いてありますが、我々、発足して2年近くたつわけでございますが、その原子力規制委員会のあり方について、国際的なレビューを受けようということで、まず加盟国の原子力規制全体の取組を総合的に評価するIRRS (IAEAによる総合的規制評価サービス)を平成27年末を目途に受け入れるということで、今、この自己評価書の作成に向けて作業をしておるところでございます。

また、核セキュリティの取組について、国際核セキュリティ諮問サービス (IPPAS) のミッションを受け入れるということにいたしておりまして、これを平成27年2月ごろまでに受け入れるということで、6月末にはIAEAとの公式準備会合を開催して、ミッションの範囲等の協議などを行ったところでございます。

めくっていただきまして、原子力施設等の安全確保に向けた取組についての最近の動きについて、御報告を申し上げます。

一つは、東京電力福島第一原子力発電所の安全の確保に向けた取組でございます。これにつきましては、平成24年11月に東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設——これは正確には保安または特定核燃料物質の防護につき、特別の措置を要する施設——というものに指定をし、12月に東京電力から提出された施設の保安等の措置を実施するための計画 (実施計画) に対しまして、原子力規制委員会の下に「特定原子力施設監視・評価検討会」を設置して審査を行い、8月に実施計画の認可を行ったところでございます。その後も、作業の進捗に応じて、燃料の取り出しにおける燃料の健全性確認及び取扱い、敷地境界線量の変更等、7件の実施計画の変更の認可を行ったところでございます。実施計画の遵守状況の検査についても実施し、東京電力の取組を確認をしておるところでございます。

それから、東京電力福島第一原子力発電所で汚染水問題ということが起きているわけですが、これにつきましては、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」という政府全体の取組に規制当局として参加し、技術的・専門的な助言を実施しております。

また、原子力規制委員会といたしましても、平成25年8月に、地中や海洋への汚染水の拡散範囲の特定や拡散防止策を検討するために、特定原子力施設監視・評価検討会の下に「汚染水対策検討ワーキンググループ」を設置して、検討を行っておるところでございます。

それから、7ページに参りまして、敷地境界線量の制限についてというふうに書いてありますが、敷地境界線量につきましては、「措置を構すべき事項」で1 (ミリシーベルト・パー・年) mSv/年未満と

いう基準を定めておったのですが、これが超過していると。平成25年12月時点で8mSv/年、26年3月の時点で9.7mSv/年と超過していると。これは汚染水の地上タンクへの貯蔵の影響があるから、こうしたことが起きておるわけですが、これに対しまして、今年の2月に東京電力に対しまして、敷地境界における実効線量を段階的に低減させ、遅くとも28年3月末までに、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値を決められた1mSv/年未満とすることといった指示を出したところでございます。

それから、福島第一原子力発電所については、4号機の使用済燃料プールから燃料の取り出しが行われ、開始されております。これについても、東京電力の作業の状況を確認しておるところでございます。

それから、先ほど汚染水問題がたびたび起きたということを申しましたが、これら現場の管理ミスが立て続けに起きたということを踏まえまして、平成25年8月に、東京電力の社長を呼びまして、作業員の環境やサイト内の放射線対策など、職場環境の整備についての指摘をいたしました。その後、これらの対策の進捗状況について、26年の3月に報告を受けております。

それから、原子力規制委員会としても対応を強化する、監視体制を強化するために、福島第一原子力規制事務所の保安検査官を2名増員し、10名の体制といたしたところでございます。

めくっていただきまして、8ページ目、もう一つ、帰還に向けた安全・安心対策についての基本的な考え方を原子力規制委員会として提示したということがございます。個人が受ける被ばく線量に着目しようとする。その上で、被ばく線量の低減や健康不安対策をとるべしというふうな基本的な考え方を提示をいたしました。

それから、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線のモニタリングにつきましては、関係府省や福島県等と連携して「総合モニタリング計画」に沿って陸域や海域等のモニタリングを実施して、その結果を毎週公表しております。また、海域のモニタリングにつきましては「海洋モニタリングに関する検討会」を設置して、モニタリングの強化策についての検討も実施しておりますし、昨年の11月には、IAEAの専門家による視察も受け入れたところでございます。

9ページのところで、原子力施設等の安全確保に向けた取組の大きな二つ目は、原子炉等規制法に基づく規制基準を定めたこと。そして、それに基づいて審査を開始したということかと思えます。発電用原子炉については平成25年7月に、核燃料施設等については12月に、新しい規制基準を施行いたしました。これはシビアアクシデント対策を強化したり、最新の技術的知見を既存の施設にも反映することを義務づけるバックフィット制度などの導入を加えた規制基準でございます。

そして、10ページにございますように、これに基づきまして、新しい審査基準の適合性審査という

のを進めております。現在、9事業所、12原子力発電所、19プラントから申請がなされ、これらの審査会合を計123回行っているというところでございます。また、核燃料施設等についても、10施設からの申請を受け、25回の審査会合を行っておるというところでございます。

そして、先ほど大島委員の挨拶の中にもございましたとおり、今年の2月に、基準地震動及び基準津波高さが概ね確定し、かつ、他に重大な審査上の問題がない原子力発電所については、今後の審査の模範となるような十分に質の高い審査書案を作成すべく、審査チームの総力を結集して取り組むということ原子力規制委員会にて決定をし、そして、3月には、この方針に従い、九州電力川内原子力発電所1・2号機について、申請書の補正と審査書案の作成の準備に入ることとしたところでございます。そして、6月24日、先ごろでございますが、九州電力より、川内原子力発電所1・2号機の申請書の補正が提出され、それを踏まえて、7月16日に審査結果の取りまとめを行い、今、これに対する技術的意見募集を実施しておるというところでございます。

12ページ、原子力発電所敷地内破砕帯の調査というのを行っております。これは旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた六つの発電所について、関係学会からの推薦を受けた有識者で構成する会合を開催して、現地調査と評価を実施しているというものでございまして、六つのうち、24年度から大飯、敦賀、東通の三つ、そして、昨年度は「もんじゅ」、美浜、志賀について、有識者会合による現地調査と評価を開始したところでございます。

敦賀発電所につきましては、平成25年5月に原子炉建屋直下を通る破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層」であるとの評価結果を取りまとめました。その後、事業者から追加調査結果が提出され、今、評価の見直しの要否について有識者会合で議論を行っておるところでございます。

また、大飯発電所につきましては、今年の2月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を取りまとめたところでございます。

それから、13ページ、全国の原子力施設の検査等の状況でございますが、原子力規制委員会には、原子炉サイト近傍に22カ所の規制事務所を設けておりまして、原子力安全保安検査官を置いて、日々の保安規定の遵守状況の確認や施設定期検査の立会い等を実施しておるところでございます。

それから、次のページ、放射性同位元素等による放射線障害の防止につきましては、昨年の4月に、これは文科省からこの事務が移ってきたわけでございますが、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害の防止に関する法律（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）に基づきまして、放射性同位元素の使用の許可に関する審査等を実施しております。また、放射線業務従事者の被ばく線量等の規制基準に係る情報交換のため、IAEAの会合に参加するなどしております。

さらに、原子力安全研究等の推進につきましては、安全研究が必要とされる分野を特定した「原子

力規制委員会における安全研究について」を昨年の9月に取りまとめ、また、国内外の原子力施設の事故情報等を収集し、必要に応じて適時に規制に反映させるための技術情報検討会なども開催しておるところでございます。

15ページからは、危機管理体制の整備のための取組ということで、その1番目に、原子力災害対策の体制整備というのを上げております。平成24年10月に、原子力災害対策特別措置法に基づき、関係者による原子力災害予防対策や緊急事態対策等の円滑な実施を確保するための原子力災害対策指針というのを策定したところでございますが、昨年度は6月と9月にこの指針を順次改定をしております。また、原子力災害対策指針の解説として、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というものと、「緊急時モニタリングについて」というのを公表したところでございます。

それから、危機管理体制の整備のための二つ目といたしまして、16ページ、緊急時対応への取組といたしまして、原子力規制委員会の委員、原子力規制庁幹部等について緊急時の参集訓練等を実施いたしました。また、24時間の対応体制も維持しておるところでございます。

それから、昨年は10月に九州電力川内原子力発電所を対象とした原子力総合防災訓練が行われましたが、これにも原子力規制委員会として参加をいたしました。それから、各都道府県主催の原子力防災訓練にも原子力規制庁職員も参加をしておるところでございます。

それから、原子力事業者の防災訓練については、原子力規制委員会にその結果を報告するというようになっております。原子力事業者の訓練についての評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催したところでございます。

環境モニタリングにつきましても、文部科学省からこの事務が移管されたことを受けて、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等の周辺海域における海水等の放射能調査、それから、原子力発電施設等の立地・隣接道府県が実施する放射能調査への支援などを行っているところでございます。

最後に、核セキュリティ及び保障措置に係る取組について、御説明をいたします。まず、核セキュリティに係る取組。核物質が奪われたり、あるいは核施設がテロに遭わないようにとといった取組でございますが、核セキュリティにおける主要課題への対応に関しましては、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度の導入や、輸送時の核セキュリティ対策の検討を実施しておるところでございます。

また、先ごろ閉会いたしました通常国会において、放射線発散処罰法（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律）の改正案というものを提出し、この成立を見たところでございます。この法律は、2005年に、核物質防護条約の改正がIAEAにおいて採択されたこと

を踏まえまして、条約の改正において追加された核物質の違法な輸出入等を罰する規定というのを国内的にも担保するといった中身の法律でございますが、これの成立を見たというところでございます。

それから、一番最後のページ、保障措置、これは我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことをIAEAから確認を受けるというものでございますが、このために、原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめて、IAEAに報告をしたり、報告内容が正確かつ安全であることをIAEAが現場で確認をするための査察等への対応などを行いました。この結果、平成26年2月と書いていますが、公表されたのは6月ですね。6月にIAEAから「2013年版保障措置声明」というのが公表されましたが、そこでも我が国に対しては、平成16年以降、ずっと「全ての核物質が平和的利用の範囲内にあると見なされる」という評価をいただいたというところでございます。

以上、すみません、駆け足になりましたが、原子力規制行政の最近の動きについて、御報告を申し上げます。

○鈴木座長 ありがとうございます。この最近の動きと申しますか、これまでの動きに対応して、この事後評価を御検討いただくということになりますが、この今の御説明について、特に御質問等がございますでしょうか。これはこれまでのことということで、よろしいでしょうか。

○飯塚委員 新しい基準についてなんですけども、その基準の妥当性といいますが、この基準でいいんだということに関しては、法的にはどういうふうに担保されているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。この後、やっていることが正しいかどうかやるときに、その基準適合性を評価する際に、基準そのものがちゃんとしているということと、適合性の判断そのものがちゃんとしているということを両方見なきゃいけないと思うんですけども、その最初に、基準がこれでいける、今、真つ当なんだということに関しては、どんなふうに、社会的にどういうふうに合意されているのかなというところをどう理解して評価すればよろしいのか、ちょっと疑問に思ったので、最初に確認しておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○池田長官 長官の池田でございます。

一応法的には、これは政令の委任を受けている規則という形で制定されているということで、そういう意味での合法性というものは確保されているかと思えます。その内容につきましては、もちろんいろいろ御議論があるところだと思うんですけども、一応私どもの原子力規制委員会の上で了解されて適用しているということで、社会的合理性はあるのではないかなというふうに考えております。内容について、またいろいろ御批判もあろうかと思えますので、それについては謙虚に受け止めながら、必要なものであれば、それは必要に応じて改正してまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○飯塚委員 わかりました。

○鈴木座長 まさに、それは原子力規制委員会のほうで十分に御議論いただいていると。そのプロセスの中で、ある意味では、パブリック・コメント、その他の機会があれば、一般の方々の意見が反映されるということになるわけですね。

町委員。

○町委員 透明性・中立性の確保のところ、一つ、ちょっと確認なんですけど、今回、大島委員も9月に代わられるということもありますし、あとは職員そのもののノーリターン・ルールに関して、若干5年の猶予があるにしても、戻っていらっしゃる職員もいたりとか、あと、委員に関しての選考に関して、そのなる委員の方たちが、直近だと原子力関係の方とのお金だったり、そういうことがないものということで、民主党時代にガイドラインができていたりしているわけなんですけれども、若干そこら辺がちょっとなし崩しになっている感はあるって、それは皆さんはそうじゃないかもしれないですけど、政府のほうでも官房長官が、それは前の政権が決めたことだからなんていう発言もあつたりするので、今後、政権が変わったり、いろんなことがあつたとしても、原子力規制庁だったり、原子力規制委員会は存在していかなくちゃいけないので、そこら辺のルールはどうお考えなのかが、ちょっと聞きたいなと思ったんですが、お願いします。

○池田長官 池田でございますが、二つ御質問があつたかと思うんですけど、一つは、原子力規制委員の選任に関してということでございますけども、原子力規制委員の選任は、これはもう官邸マターでございますので、私どもが口を挟むところではないんですけども、今の御質問にございました民主党時代の一定のルール、これについての適用については、政権が変わっている以上、適用がないという考え方を自民党政権が示されていまして、それはそれで妥当だと思いますが、それでは、その民主党時代に作ったガイドラインに違反しているかということ、田中（知）先生のことだと思うんですけども、ガイドラインに照らしても違反はしていないと。しばしばあのガイドラインに反しているという報道がございますけども、それは明確に違うということは否定しておりまして、例えば寄附金の額とか、あるいは原産協会（一般社団法人 日本原子力産業協会）の理事をしていたとか、こういうことは民主党時代のガイドラインに当てはめても、特に何の問題もないということで、その意味ではなし崩しではないというふうにご考慮しております。

それから、ノーリターン・ルールにつきましては、若干ノーリターン・ルールについて誤解がございまして、一つは、ノーリターン・ルールを、例えば先般、私どもの次長が環境省の官房長に戻ったことがなし崩しだというのが新聞の社説に出ておりましたけども、もともと環境省に戻ることはノーリターン・ルールとは全然関係がない話でございます。ノーリターン・ルールは、原子力推進省

庁へ戻らないというルールでございますので、経済産業省と文部科学省については当てはまるんですけども、その他の省庁には特に適用はないと。

それから、5年間の猶予を設けられているというのはそのとおり、これは法律上設けられているんですけども、なぜそうなっているかといいますと、原子力の専門家というのは、そんなに世の中に存在するわけではなくて、やはり経済産業省、文部科学省が非常に多く抱えているわけございまして、それを一切戻さないということになると、今いるところで固定されてしまって、そもそも経済産業行政をやりたくて入った人たち、その人たちの職業選択の自由を奪ってしまうみたいな格好になってしまうんですね。かといって、その人たちを外してしまうと、原子力行政を当面担う人が誰もいなくなってしまうという、そういう問題がございます。そのためにその5年間の猶予というのが認められているわけでございますので、これについては、その法律の範囲内で適切に活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○鈴木座長 よろしいですか。

○町委員 はい。

○鈴木座長 それでは、次の議題に進めさせていただければと思います。議題の2ということになりますが、原子力規制委員会の平成25年度実施施策の事後評価について、これも事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○米谷課長 それでは、平成25年度実施施策の事後評価の考え方について、御説明をしたいと思います。

まず、平成25年度の原子力規制委員会の施策の目標と施策の関係でございますが、これにつきましては、参考資料の3もあわせて御覧いただきたいのですが、この政策体系につきましては、平成25年1月9日の原子力規制委員会で決定されたものでございます。上位目標として「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ということで、施策目標を三つ掲げております。原子力関連規制の実施と、原子力災害対策と、原子力規制行政に関する信頼の確保ということでございます。そして、それに向けて、原子力関連規制の実施については、平成25年度の改正原子炉規制法等の施行に向けて新たな規制基準を策定する。それから、原子炉等規制法及び放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）を適切、厳正に施行し、原子力・放射性施設における事故を未然に防止するというところでございます。

それから、原子力災害対策につきましては、改正原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策指針を策定すると。それから、原子力規制委員会における危機管理体制を整備する。それから、

環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を行い、関係者に情報提供すると。

それから、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けては、原子力規制行政の独立性・中立性を確保し、施策の有効性・効率性を向上させ、意思決定過程を透明化し、人材の確保・育成を行い、国際連携等を図るという施策の体系を構築し、そして、それに基づき施策を進めてきた。それを本日は、この1年間の取組につきまして、その達成状況を御説明を申し上げたいというところでございます。

まず、3ページ、原子力関連規制の実施につきましては、原子炉等規制法に基づく新規制基準を策定するということにつきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、運転期間延長認可制度や試験炉等に関する新規制基準も含めて、期日までに基準を策定したところでございます。その際には、福島第一原子力発電所の事故の教訓も踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の規制基準となるような議論も行いました。

二つ目、原子力・放射線施設の審査・検査等の実施につきましては、新規制基準に係る事業者からの申請について、新規制基準に基づく適合性審査を開始いたしました。青字で書いておりますように、これにつきましては、今後も厳格化かつ適切に審査を進めてまいりたいと思っております。

また、原子炉等規制法に基づく施設の定期検査、保安検査、それから放射線障害防止法に則った審査・検査についても、滞りなく実施したと思っております。引き続き、これらの検査等についても、確実に実施することが必要であると思っております。

それから、旧原子力安全・保安院での検討から来ております破砕帯の調査につきましても、有識者会合を開催し、現地調査と評価会合を実施いたしました。これにつきましても、今後も透明性の確保に留意しながら、評価書の取りまとめ等を行うことが必要と考えております。

めくっていただきまして、4ページ、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価につきましては、東京電力福島第一原子力発電所に対しては、実施計画の遵守状況や事故・トラブルへの対応についての確認、事故原因に係る技術的な検証等を実施しました。また、東京電力社長と原子力規制委員会委員長の面会で職場環境の整備についても要請をいたしました。これにつきましても、引き続き東京電力福島第一原子力発電所の安全確保に向けて、東京電力の取組を確認してまいりたいと。あわせて、事故原因に係る技術的な調査を進めてまいりたいと思っております。

原子力安全研究計画につきましては、「原子力規制委員会における安全研究について」を取りまとめ、公表をいたしました。安全の追求には終わりがなく、安全性向上に向けて、引き続き研究を行い、その知見を規制や規制基準に反映するように努力してまいりたいと思っております。

こうしたことで、個票のほう、資料3はちょっと細かくなりますが、政策評価書になりますが、これにつきましても、右側の達成状況、それぞれの項目について達成をしたということで、目標の達成状



況は、目標の達成ができたというふうに評価しておるところでございます。

二つ目、5ページのほうに参ります。原子力災害対策のほうでございますが、原子力災害対策のうち、原子力災害対策指針の改定につきましては、先ほども御説明いたしましたように、6月と9月に改定を行いました。今後も、必要に応じて当該指針の改定等を行ってまいりたいと思っております。

また、原子力防災訓練につきましても、政府の原子力総合防災訓練に参加をいたしました。また、原子力事業者の防災訓練については、原子力事業者訓練報告会を開催して、原子力事業者の訓練についての評価を行いました。これについても、引き続き、自治体が行う防災訓練等に積極的に参加し、臨機応変に対応できる対応力を充実してまいりたいと思っております。

めくっていただきまして、6ページ、放射線モニタリングについて、原子力規制委員会が司令塔機能を担い、総合モニタリング計画に沿って陸域、海域等のモニタリングを実施し、毎週ホームページにおいて公表をしてきたところでございます。今後もきめ細かいモニタリングに取り組むとともに、モニタリング結果をわかりやすく情報提供をしてまいりたいと思っております。

それから、核セキュリティ対策について、原子力事業者の策定する核物質防護規定について、原子炉等規制法に基づき、59事業者に対して、核物質防護規定の遵守状況の検査を実施いたしました。

それから、核セキュリティに関しては、先ほども申しましたように、さきの国会に放射性物質の発散処罰法を提出し、それを国会で成立をさせたということでございます。

三つ目、原子力規制行政に対する信頼の確保について、7ページを御覧ください。透明性・中立性の確保につきましては、原子力規制委員会及び各種検討会の会議の議事、議事録、資料等の原則公開を行い、被規制者との面談に係る情報公開も徹底して行いました。記者会見等も実施をいたしました。また、原子力規制委員会の委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等も遵守をいたしました。

それから、組織体制の強化につきましては、平成25年4月より、放射線モニタリング、放射性同位元素等からの障害防止に係る規制、核燃料物質等が平和目的以外に利用されないことを担保する保障措置に関する事務を所掌するようになりました。そして、この3月からは原子力安全基盤機構を統合し、そして、組織を整え、原子力安全人材育成センターも設置をしたというところでございます。

8ページ、人材の確保・専門性の向上につきましては、実務経験者の中途採用、新規採用を実施いたしました。また、原子力規制に関する専門研修及び原子力工学の知識の維持・向上のための研修等の実施も行いました。国内の関連大学院や国際機関への職員の派遣等も行ったところでございます。

国際的な連携の強化につきましても、国際原子力規制者会議を主催したり、海外の原子力規制機関等との二国間取決め等の文書の締結も実施をいたしました。それから、今後でございますが、IAEAの

総合的規制評価サービスや国際核物質防護諮問サービスの受入れも行うといったことで、国際的な連携についても強化しておるといところでございます。

以上、25年度の実施施策につきまして、目標の体系に照らして、事後評価の考え方を御説明申し上げます。

○鈴木座長 資料3のほうはよろしいんですか。

○米谷課長 すみません、資料3は、1枚だけ御説明をしましたが、2枚目が原子力災害対策というところでございます。先ほど申しましたように、原子力関連規制の実施については、目標達成と評価できると自己評価しておりますが、原子力災害対策については、相当程度進展ありというふうに評価しております。これは一つには、その資料3の原子力災害対策のところに、1カ所、三角がございますが、原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施が目標に達しなかったということで、三角がついております。

また、下のほう、事業者訓練評価ガイドラインの策定、これにつきましても、まだ策定ができていないといった状況で、今、作成に向けて取り組んでいるという状況でございます。

それから、原子力災害医療体制の検討は、これは26年度に構築することに向けて、検討ということでございますが、こういう道半ばというところもございますので、相当程度進展ありという自己評価をしております。

それから、原子力規制行政に対する信頼の確保につきましては、ほぼ目標達成というふうに評価をしております。

以上でございます。

○鈴木座長 では、ただいま御説明いただきました平成25年度の事後評価、これに関しまして、委員の方々から御意見、御質問があらうかと思えます。どうぞ。

○城山委員 すみません、途中で失礼させていただかなければいけないので、ちょっと幾つか、コメントと質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、今の資料の2で言うと、7ページ目のところで、透明性・中立性の確保という形で整理されていて、これは極めてそれで重要でいいと思うんですけども、これ、昨年度も若干申し上げたと思うんですが、独立性というのをきちっと入れていただいたほうがいいのかなと思っています。つまり、中立性というと、何か対立していて、それから局外中立でいるというイメージなんですけど、多分この組織の大事なことは、いろんな意見を聞くんだけど、最後は独立して判断するという、最後はやっぱりそこに行くので、独立性ということを強調していただいたほうがいいのかなと思っています。

ちょっとばらばらと前後を見てみると、例えば同じこの資料の2でも、最初の政策目標と施策の関係

という2ページの図の右の真ん中辺りだと、ここは「独立性・中立性の確保」とちゃんと書いていたりとか、あるいは、これはちょっと先の話になりますが、来年度のこの資料4というのを見てみると、これ、例えば4ページのところは、これは施策の概要で、ここもちょっと長いんですが、「独立性・中立性・透明性の確保」と三つ並べていただいているので、差し支えないようであれば、多分同じトーンでやっていただくのがいいのかなと。何かお考えがあれば、ちょっとと思いますがというのが一つ目です。

それから、二つ目は、少しちょっと最初に御説明いただいた最近の動きとも関わるんですが、要するに、今回の新しく原子力規制委員会ができた一つの特色は、セーフティの話と同時に、セキュリティとセーフガードを一緒にしたということだと思います。最初の御説明の中でも、新しい組織として、この「放射線防護対策部」という形の中に多分いろんなものが入っているんだと思いますけれども、こういうセーフガード、セキュリティを入れたということによって、単にそこが増えたというだけじゃなくて、従来の安全の部分との何かある種のいい意味でのシナジーの可能性が見られるのか、あるいは、そのためにどういう試みがあり得るのかという辺りに関しても、若干もし可能であれば記載があるといいのかなという感じがいたしました。実際に規制基準を作るときには、多分テロに対する基準、あるいは安全に関する特にシビアアクシデントであれば、いろんなシナリオを考えなきゃいけないので、多分その辺は交錯してくる部分もあると思うので、ある意味では、ここは多分作るときにいろいろ議論のあったところかと思いますが、入れることによるメリット、もしデメリットがあれば、それも逆に触れていただいてもいいのかもしれませんが、そういうことについても触れていただければなと思います。

関連する質問は、単にこの動きの中の組織体制で、セキュリティというのはどこに入っているんでしょうというのを、これは単なるファクトですが、後で教えていただければと思います。セーフガードは、多分この放射線対策・保障措置課だと思うんですが、その点だけ教えていただければというのが2点目です。

それから、3点目は、多分これは比較的、社会的にも関心を集めた話で、汚染水対策みたいに対して、どういう役割をこの原子力規制委員会が果たしたのか、あるいは、どういう課題があるのかというのは多分重要な話で、今、御説明いただいたので言うと、資料2の4ページ目になるんだと思います。ここだと、まとめ方としては、監視・評価としてまとめられていて、実施計画の遵守状況やトラブル・事故への対応について確認、検証等を行ったと。これは多分やったこととして大事だと思うんですが、多分もう少し踏み込むと、そもそもその実施計画の承認を多分原子力規制委員会として、しているの、その承認を適切に行ったのかというところが、多分業績評価としても一番大事なんだろう

と思います。むしろ、この最近の動きのほうは、そこを丁寧にかなり説明していただいでいて、6ページ辺りだと、計画が出てきて、審査をして、認可をしたと。たしか、ちょっとどこに書かれていたか、正確に覚えていないんですが、若干留意事項みたいなものを付けられたということがあったので、多分それは大事なある種の貢献で、ただ、その留意事項なりが、後との展開でどれだけ十分だったのか、あるいは、また今後、改善すべき点があるのかとか、その辺は少踏み込んで評価書のほうにも書いていただいたほうが多分いいのかなというのが3点目です。

それから、4点目は、破碎帯の話のところでは書かれていた話で、これは資料2で言うと、3ページの一番下のところですね。一番下のところで、「今後も、透明性の確保に留意しながら評価書の取りまとめを行う」という、結論としてはこういうことだと思んですが、その透明性の確保というのをちょっと具体的に、これは書き込めるかどうかはわからないと思いますが、どういうふうに考えてられるのかということは大事なと。私も、ちょっとこの辺りの経緯、よく存じ上げませんが、多分有識者会合を作って検討したというのは今日の説明にもありましたが、旧原子力安全・保安院のときから始めたので、多分その枠組を受け継いでいるというところもあろうかと思えますけれども、原子力規制委員会というのが最終的にリスクマネジメントという意味決定までやるところで、その下に有識者会合というのを作っているときに、ある意味では、役割分担なりをどう整理するかとか、透明にするかというのは、多分いろんな観点から問題意識は持たれる話だと思うので、そういう意味で、例えば有識者会合という形がいいのか、これはわかりませんが、何らかの専門委員会なり、分科会なりという形できちっと位置づけたほうがいいのかとか、あるいは、原子力規制委員会は、最後はまさにリスクアセスメントだけじゃなくて、評価もやる。評価だけじゃなくて、管理もやる意思決定機関なので、それと、ここの有識者会合というのは科学をベースにみたいなことはしばしば言われたと思うんですが、本当にアセスメントだけなのか、そうはいえ、最終的にそこはやっぱりある程度、つながりを持たざるを得ないという部分があるので、これは原子力規制委員会の委員が入られたということに対して、ネガティブに言われる方もありますが、私は必ずしもそういうネガティブではなくて、つなぎというのは必要だと思うんですけれども、いずれにしろ、ちょっとその役割はきちっと整理するということは、透明性という上では必要かなという感じがいたします。そういう意味では、ここにちょっとどこまで書き込める話かはわかりませんが、もし可能であれば、少しその辺りも補っていただければいいのかなという気がいたします。

以上、4点でございます。

○鈴木座長 いろいろ御質問、ほかにもあろうと思しますので、まず一通り、御質問等を出していただいで、それから対応をお願いしたいと思います。

○飯塚委員 2ページがよろしいかと思うんですけども、何かを評価するときに、ある目標があって、その目標を達成するための施策なり手段なりがあると。やった結果を評価する際に、その手段をやったかどうかということと、それから、その結果として目標が達成できたかという、少なくとも二つの観点があると思うんですけども、ここに挙げられている三つの、原子力規制の実施、原子力災害対策、それから信頼の確保という三つを見たときに、その資料3のほうで見ている、丸のつけ方を見たときに、どっちでつけているのかよくわからなかったので、少し書き加えたほうがいいかなと思ったことがあります。例えば原子力関連規制の実施というときには、こういう基準を作って、こんなふうにしようという、こんな規制の体制にしようという計画そのものと、それを実際やったんだということと、二つあると思うんですけども、真つ当な基準類をちゃんとセット、用意しましたと。それに従ってそのとおりのをちゃんと作り上げて、実際にその審査をしていますといたしますか、しようとしていますという状況、この二つのことを分けて書いたほうがいいかなと思いました。

2番目の災害対策も同じです。災害対策として、こういう項目リストがあるんだけど、それを妥当に選んだと。それを実際に実施しましたということですね。

最後が一番難しいんですけども、信頼の確保というときに、信頼の確保をするためにはとって、ここに「施策の概要」と書いてあるんですね。今、城山先生から御指摘あったようなことがあるんですけども、これによって、これは一番いやらしい質問なんですけども、結果として信頼を確保できたのかということを知られたときに、どんなふうに測ればいいのかというのは、僕自身も困ってしまうんですけども、何か言いたいなという感じが実はいたしました。これはとても難しく、どう、多分もともと測れないんだというか、もっと総合的な主観的なものでいいのか、こんな現象からこう言えるんだといえればいいのかはわからないんですけども、それはどうなんだろうかということを知りたいなというふうに思いました。

実際にこのやられている施策に関しては、特に透明性なんかに関しては、かなり一生懸命やられているし、もう本当に様変わりもいいところだなと思って、大いに評価すべきと思うんですけども、その結果、どうなったんだろうかというのは、若干測りようがないんだけど、気になるというところで、これも評価の難しいところと思うんですけども、そんなことを感じました。

○鈴木座長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○町委員 原子力規制庁も、たくさんやらなきゃいけないことがあるので、一々細かく全部言うと、時間がないので、ぱっと見て気になったことで。やはり目標があって、原子力・放射線施設の安全確保は目標達成と書いてあるんですけども、やはり一般の市民からすると、汚染水対策に関しては、一応指導、監視はしていたとしても、多分もうこれだけ2カ月に1回ぐらい、汚染水がどこからか漏れ

たみたいなニュースが後を絶たず繰り返し報道されている中で、ここ、達成に丸が書いてあるんですけども、やはりそれはどう考えても、指示は出したということでは、やることはやったのかもしれないですけども、やはりコントロールされているというような状況では決してやはりないというふうに思いますので、ここをちょっと適切に実施と書くのは、私はちょっと不適切かなというのを感じました。

あともう一つは、やはり福島に住んでいらっしゃる方の健康管理の面で、ちょっとしか書いていなくて残念なんですけど、これは多分資料3のほうの2枚目をめくった辺りに、帰還に向けた安全・安心対策の基本的考え方みたいに書いてあるんですが、多分ここで、現地に帰った方たちが個人線量で測るというのも報道で出ておりますけれども、やはりちょっと福島にこれから帰る方と、今、現に住んでいらっしゃる方の健康管理というのは、国でやるべきだと思うんですが、今、環境省のほうで別に検討会が立ち上がって検討されているようですけれども、前回、これに参加させていただいたときは、やはり国が率先して、そのデータ管理だったりとか、健診はやるみたいなことは去年あったんですけど、今年、ちょっとあまりその部分が、さっきあった資料1のほうでもちょっとしか入っていなかったりして、そこら辺をやはりどういうふうにお考えなのかなというのが、この中にも目標として入っていないのがちょっと残念な感じがしました。

とりあえずはちょっとそれをお願いします。

○鈴木座長 それでは、この段階で、一応対応していただけますか。

○池田長官 それでは、私から、ちょっと概括的になるかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思いますが、最初に、城山委員の御質問でございますが、独立性が入っている文と入っていない文があるということについては、全く御指摘のとおりで、これにつきましては、すぐに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、セーフティ、セキュリティ、セーフガード、3体のシナジーといいますか、そういうものがいかにかということでございますが、これはやはり一緒になってよかったという部分は非常に大きいただろうとは思っております。先ほど御指摘がありました基準の中にセキュリティ部分も入ってきているということもございますし、それから、実際の規制をしている場合に、セーフティとセキュリティがぶつかり合うと。例えばセキュリティのためのガードを非常に堅くすると、それが実際に事故が起こったときのセーフティに影響を及ぼすというようなことが現実にございます。そういうことが調整ができるという意味では、非常に大きな効果があったというふうに考えておりますが、それをどこまで記載するかについては、また検討させていただきたいというふうに思います。

それから、セキュリティがどこの所属になるかということでございますが、これは原子力防災政策

課というところに入っております。

それから、次に、汚染水対策について、さらに一步踏み込んだ記載ということでございます。これは、汚染水対策につきましては、町委員のほうからも御質問があったんですけども、これは非常に行政の境界線上にある難しい部分でございまして、汚染水対策は一体誰がやっているんだということになりますと、これは一義的に東京電力がやっております。東京電力を監督しているのは一体誰かということになりますと、これは経済産業省が指導をしていると。それじゃあ、原子力規制委員会はどういう立場に立つかということ、その経済産業省と東京電力を監視して、間違いが起こったときにいかに適切にアドバイスをするか、あるいは注意をするかと、別の基準を作るかと、こういう立場にございます。ということで、汚染水対策についての書き方は、このぐらいが精一杯かなというふうには考えておるんです。

それから、町委員のほうから御質問があつて、あれだけ汚染水を出して、何が丸だと、こういうことなんですけれども、確かにそのとおりでありますけれども、それを大事に至らせていないと、今のところですね。適切にそれを監督、監視して、助言をして新しい基準を作ったりしていると。そういうところで評価をしていただきたいと、こういうことでございます。

それから、破碎帯の関係でございまして、透明性について、どういうことかということでございますが、破碎帯調査につきましては、システムとしましては、現在、六つの破碎帯が、今、大きく問題になっているんですけども、それぞれについて、今までの評価に関わっていない方たちを、これを学会の推薦からいただいた人たちで構成して審査をするという形になっております。そういう面で、もう一つ、透明性が確保できているというふうに思いますし、また、その議論につきましては、全て公開しているということも、もう一つの透明性であろうかと思えます。

また、少数の専門委員だけでやっているのではないかとということ踏まえまして、もう一つ、ピアレビューという形で、他の破碎帯調査をやっている人たちも全て集めて、この内容で学問的に通用するだろうか、科学的に正しいかということも公開でやっているところでございます。

さらに、その内容について不満があるという、事業者側が不満だということであれば、それを受けて、公開討論というところちょっと変なんですけれども、公開の場でやりとりをするという形もとっておりまして、そして、それを受けて、どういうふうに評価するかということも、また改めて提示すると。いろんな意味で、透明性を保持しながら、正しい評価をしていきたいというふうに考えていると、そういう趣旨でございます。

それから、飯塚委員の御指摘、非常に厳しい御指摘でございまして、どういうふうな施策目標と施策の関係を書くかということにつきましては、今、新たな視点を御提示いただきましたので、また検

討させていただきたいというふうに思いますが、最後の御質問でございます、本当に信頼が得られたかというのは、私どもも、これをどう書いていいか、よくわからんというのが本当のところでございます。私もこの行政をしていてはつきり思うのは、常に両者、いろんな方、原子力発電に賛成、反対、いろんな方がおられて、常にどちらかから非難されているというのが実態だろうというふうに思います。だからといって、それは信頼性を得られていないということにはならないかなというふうに思っております。我々の行動で示していくということしか、なかなか自己評価の方法はないのかなというふうに考えておりますけども、また何かいいアドバイスがございましたら、教えていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○飯塚委員　そういう最終的に狙っているところはここだということ、そのためにこんなことを考えていて、それがほぼ正しいというのは、こんなことが言えるとか、これをやったとか、それからもう一つ、先ほどから、自分の管轄圏内か外かという問題がありますよね。そういうことを考えたときに、私たちはこういうスタンスで評価しているんだということをごどこかに書いておけばいいと思うんですよ。我々は、与えられているミッションを考えた場合に、その中でこれだけのことをやってきたわけで、これ以上に関しては、間接的にいろんなことをできるかもしれないけども、我々が直接的な責任に関しては、真っ当にやったとか、不十分であるとかいう書き方で、評価のスタンスを書いておけばいいのかなというふうに思いました。おっしゃるように、難しいことは重々承知していて、それでも本当に正直に書きたいと思ったんですよ。それがやっぱり信頼を得ることになるというふうに思ったものですから。

○池田長官　わかりました。その辺りを踏まえて、書き方について検討させていただきたいと思えます。

それから、町委員からの御質問でございますが、汚染水対策につきましては、先ほどちょっとお答えさせていただきましたので、非常に汚染水対策について、汚染水が出ているから、これは実績としていかがかというふうには、直ちに私どもは考えていないということでございますので、その点、御理解いただければというふうに思います。

それから、福島の関係でございます。福島の例えば避難解除とか、どういうふうな形の支援をするかということにつきましては、これもまた、非常に私どもの論理で言いづらんですけども、福島に対する支援チームというのが、別途、これは内閣府にございまして、そちらが管轄をしているということでございます。あるいは、環境省もこれに大きく絡んで、除染、その他のことをやっているということでございます。私どもは一体何をやっているかというのは、先ほど、これ、総務課長のほうが少し申し上げましたけども、そのために、科学的な知見を提供するというのが私どもの任務になって



おります。

先ほど、例えば個人線量でやりましょうということを報告いたしましたけども、これは、従来、空間線量率でやっているんですね。それであれば、避難基準の実態と必ずしも合っていないのではないかと、あるいは、かということを検討して、個人線量でそういうことを決めたほうがいいのではないかとか、あるいは、ただ、それだけでは足りない。リスクコミュニケーションをどのようにやるかということも必要ではないか、そういうことをいろいろ提言させていただくというところまでが原子力規制委員会の仕事でございまして、それについては適切に行えたのではないだろうか、こういう趣旨で御説明申し上げたところです。

以上でございます。

○町委員 やはり原子力規制庁が出来た意味は、事故前が縦割り行政で、やはり一連の政策がとれなかったことの反省に基づいて出来たんだと思うので、ちょっと元に戻ってしまうのは、でも、全部をやり切るのには難しいと思うんですけども、そうですね、だから、ちょっと私も、今回、この資料をいただいて読んでいて、どこまでの政策をどこまで伺っていいのか、ちょっと疑問に思ったんですが、ただ、ちょっと今、環境省で進んでいる、そういう福島の方たちの健康のあり方に関する議論をちょっと見ていると、もう3年半たっているのに、今さら、ここの話をしているのかという感じであるので、あと、委員も、帰還に向けた安全・安心対策の委員と、その環境省の委員の方もかぶって同じ方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、原子力規制庁のほうからも、何というんでしょうか、議論を後退させるのではなくて、やっぱり前進させるような、そういうアドバイスを適宜、やはり福島に暮らす方たちの安心を取り戻すというのが一番大事、最優先だと思いますので、そこは監視の目を光らせていただければというふうに思います。

○池田長官 趣旨はよくわかりましたので、できるだけ努力してまいりたいというふうに思います。私ども、田中委員長も、福島の人と寄り添うんだということを常に言っておりますので、その趣旨を後退させることなく、やってまいりたいというふうに考えております。

○鈴木座長 田中委員長も、もちろん原子力規制委員会の委員長になられる前、実際に福島原子力発電所の事故の後は現場にお入りになって、御自分で除染も試みられたり、大変そういう意味では、現地のことをよく御存じでいらっしゃるわけですが、これもさっきありましたように、廃炉といいますが、原子力発電所そのものは経済産業省の管轄であり、除染あるいは避難された方の帰還の問題、これは、今、環境省が一生懸命やって、こちらではその知恵を出しという、全体の構図みたいなものが、なかなか一般の人には見えないんですね。そこにまた内閣府が入ってくるなんていうと、屋上屋なのか、あるいは何か地張りの取り合いなのか、何かそんなところばかりが見えちゃうと困るので、

何かすっきりとその辺を原子力規制庁のほうでむしろ絵を描いて、環境省が仕事をやりやすくしてあげるとか、そっちのほうにも、こちらから何か出ていくと、環境省のほうも、逆にやりにくいみたいなどころも出てきたりするといけませんので、そこはどこかでやっぱりきっちりと考えていただくのがいいのかなと。

廃炉の問題は、まだもちろんここでは出てこないんですが、もう経済産業省にお任せしておけばいいという、そういうことではないんでしょう。やはり……。

○池田長官　そういうことは決してございません。廃炉に対する道筋をどのように作るかということも、私どもの大きな課題だと考えています。

○鈴木座長　そうですね。

○池田長官　それから、前者につきましては、一応原子力防災会議というのが設置されておりまして、そこでいろんな施策を統括していくという形にはなっております。

○鈴木座長　それがやっぱりよく見えるというか、わかりやすくしておいていただくといいですよ。この評価といいますか、先ほども飯塚委員からもありましたが、一体その効果はどうだったのかという、最終的に。この先ほどの政策目標のところにもありますように、上位の目標、中位の目標というのがあって、それぞれ、時定数が違いますから、そういう最終的にはこうしたいというようなものと、それから、今年度、来年度、年度ごとに、こういう事前事業をどうやってそれに合わせて組み立てていくのか。そうすると、どうしても事後評価というのは、そこで立っていたターゲットみたいな、今年、幾つやればいいみたいなものが、9割できたとか、そんな話で終わってしまうというのは大変残念なので、やはりそういうものが最終的なゴールに向かって、どこまで達成、どこまで進んでいるのかというような、そういうようなものが本当は見えるといいと思うんですね。

ただ、原子力規制委員会のほうでも、その自己評価をしなきゃいけないということになると、原子力規制庁のほうもそうだと思いますが、やっぱり数の目標を作って、それが幾つできたという、それがどうしてもやりやすいというに変ですが、見えやすいということもあって、そうなるんでしょうが、ぜひ全体の図柄の中で、数の目標にせよ、何の目標にせよ、それがどこまでどう達成できて、最終的にはというか、エンドレスになったとしても、定常的にはこういう形になるんだという、そういうようなものがだんだん確立されていくといいんでしょうね。やっぱりそれが、ある種、原子力の文化として位置づけられていくということになるのかもしれないと思っています。大変難しい問題がいろいろありましたが、是非よろしく。

○池田長官　今の御指摘、まさにそのとおりにかと思しますので、今後、どのように絵柄を描いていくかということをよく考えていきたいと思えます。

ただ、政策評価というのは、定量評価というようなものを義務づけられている面がありまして、ある程度、数字で評価せざるを得ないという部分はありますが、その点は御理解いただければと思います。

○鈴木座長 では、これはこういうことで、修文等をそれではお願いするというで。

○米谷課長 先生方からいただいた御意見を踏まえまして、修文を検討させていただきたいと思えます。

○鈴木座長 では、次の議題に移りたいと思いますが、平成26年度の実施策に係る政策評価の事前分析表のポイントと。それから、資料5のほうがその事前分析表ですね。これも、それでは、御説明をお願いいたします。

○米谷課長 それでは、今度は、これから、今やっております平成26年度の実施策に係る政策評価の体系、そして、その施策の測定指標等をどう定めるのかということをお説明をしたいと思います。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイントの1ページをめくっていただきますと、実は政策体系を少し昨年と変えたいというふうに思っております。これは、一つには、JNESが統合されたということがございます。このために、2ページのところ、上から二つ目の箱でございますが、技術基盤の構築というJNESであった技術基盤グループが主に担当しております、その部分の施策目標を一つ、箱を増やしたいということが一つでございます。

それから、実は原子力規制委員会の年次報告等の構成を原子力規制委員会で検討しておりますときに、先ほども何人かの先生からあったのですが、核セキュリティ対策及び保障措置については、原子力災害対策の中で整理をしておったのですが、これは事柄として、ちょっと外に出したほうがいいんじゃないかという議論がありました。それも踏まえて、核セキュリティ対策及び保障措置は、原子力災害対策から外に出して1項目設けるという形にして、そして、1番が行政の信頼確保、2番が技術基盤の構築、3番が原子力・放射線施設の安全確保、4番が原子力災害対策及び放射線モニタリング、そして、五つ目の箱に核セキュリティ対策及び保障措置と、こういう体系に26年度は変えたいと思っているというのが一つでございます。

そして、その五つの箱に沿って、4ページ目から、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けて、どういったことを測定指標として掲げるのかということをお下の表に示しております。会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合、ホームページの利用のしやすさ、組織体制の強化、職員研修プログラムの策定・運用、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流、そして、次、「主要国との協力に関する取決め等の締結」と書いておりますのは、主要国及び原子力導入新興国も含めての協力に関する取決め等の締結としたいということでございます。また、IAEAが公表する保障措置実施報

告書における評価につきましては、先ほど申しましたように、五つ目の箱のほうに移したいということでございます。

それから、二つ目の箱が、原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築、5ページでございますが、これが新しくJNESから移してきた原子力基盤グループの新たな目標ということでございまして、これについては、安全研究の成果の反映を含めた規制基準等を策定、見直しを図った件数がどれくらいあったのか。それから、規制に活用する観点から安全研究等を通じ蓄積された技術的知見を取りまとめた、これは何件ぐらいまとめたのか。それから、安全研究を通じて蓄積した知見を基に実施した技術的支援が何件あったのかというようなところを新たに目標として測定指標として定めたいというふうに思っております。

6ページのところで、原子力施設等の規制及び安全性の向上については、基本的に昨年と指標はほぼ維持をしております、原子力災害対策特別措置法に基づく通報件数といったところを指標として掲げますとともに、昨年は新たな基準の策定というところを目標、指標として掲げておりましたが、これは策定をいたしましたので、今年はその部分は「原子力・放射線施設の審査、検査等の実施」という書きぶりを変えたいというところでございます。

それから、三つ目が、7ページ、原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実というところで、これも昨年のもとはほぼ同じものを掲げておりますが、1点だけ、ちょっと一番上のところは、これ、「地方公共団体による防災訓練の実施」と書いてあって、これは「実施への支援」でございます。これはちょっと表現の適正化を図ったというものでございます。

そして、8ページが、放射線対策及び放射線モニタリング対策の充実の続きでございまして、モニタリングのところは、指標は今年度と同じように掲げていきたいということでございます。

それから、9ページ目が、新しく作りました核セキュリティ対策及び保障措置という箱でございまして、これは、一つ目には、IAEAが公表する保障措置の実施報告書における評価、これは昨年も目標として掲げておったものでございますが、それに核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施と、IPPASミッション受入れに伴う核セキュリティ体制の向上というのを加えたいと。

こういった体系で、政策評価、26年の実施施策について、政策評価の実施体系を構築したいということでございます。

以上でございます。

○鈴木座長 この事前分析表はよろしいですか。

○米谷課長 資料5をまとめたのがこの青い紙（資料4）ですので。

○鈴木座長 よろしいですね。いかがでしょうか。どうぞ。

○飯塚委員 この資料5の書式というのは、これは決まっているものなのですね、きっと。ですよ。

○米谷課長 そうです。

○飯塚委員 さっきの話の続きで、ある上位目標があつて、こんなことを行いますとするじゃないですか。それでよかったかどうかというときに、とにかく評価しなきゃいけないのは、その実施したかどうかとか、実施の程度はどのぐらいかとかをやるんだけど、その実施したこと自体、もしくは実施しようと思つている取り上げている項目そのものが、事業目標達成にどのくらい貢献しているとか、有効であるかということに関する評価というのは、どこかでやるべきだなというふうに思うわけですよ。何かしたいときに展開しますよね、いろいろね。それが真つ当な展開になっていたのかということなんだけど、それはこの書式だと評価できないんですね、そういうふうに。普通、何か結果がいいか悪いか評価するときには、計画、すなわち、目標を達成するための手段なりなんなりがいいかどうかということと、その手段を実施したかという二側面から普通は評価するんだけど、それは評価できるようになっていないということなんですよ。そうすると、何か工夫しなきゃいけないところなんですよ。さっきに戻つて、ごめんなさい。なかなか難しいのはわかりました。書けないんですね、要は。

○鈴木座長 それはこの枠内の評価じゃなくて、別にプログラム評価とか、外部評価か、何かをやつていただくほうがいいんでしょう。

○飯塚委員 いいのかな。後ろのほうにはルーチンワークで絶対にやらなきゃいけないがあるので、そんなものは有効かどうかと言つている暇もなく、やらなきゃいけないものがあるんだけど、そうではなくて、ある新たな目標に関して、こんなことをやるよと決めたものについては、その施策そのものが正しかったかどうか、妥当かどうかということ何か一言言つておいたほうがいいかなという感じが、実はまたしました。

もう一つ、よろしいですか。1番目の信頼性のことなんですけども、独立性・中立性、とても重要なことなんだけど、誰かが何かいろいろ決定とか考え方に対して信頼するかかどうかというのは、多分一番信頼するのは同じ考えを持っている例だと思ふんだけど、むしろ、それよりも、何かあるシチュエーションにおいて決めなきゃいけないときに、決めるときの考え方ですか、価値基準によって、基本にしていることは何であるとかいうところが同じときに、たとえ反対派であっても、信頼してくれるんじゃないかなということの思つたりするんですが、さまざまなディベートなんかしたときのことを考えてみると、敵ながらあつぱれとかいうじゃないですか。あのときの敵ながらあつぱれというのは、考えは違うけども、その結論を導くときのその導き方なり、判断するときの判断の仕方そのものが、何か自分と同じとか、共感が持てるということの言つていると思ふんですけども、その手のこ

とって、何か展開するというのは、ここで言うのは無理なのかなという感じがしちゃったんだけど、これはちょっと難し過ぎますかね。確かに、透明であったり、中立であったりというのは、独立であったりというのは、信頼するのに非常に大きな要件なんだけども、これで本当に必要にして十分なことなんだろうかというのを考えた場合、何かほかにあるような気がするぞとずっと考えていたんですけども、そしたら、考え方が同じという。

○鈴木座長 能力向上しかないんじゃないですか。

○飯塚委員 人の能力向上を。まあまあ、余計なことはやめておきましょうか。でも、何か信頼確保に関して、どこかで概評だから言えるならば、その結果として、このことを出してきたというようなことを言いたいなという感じも実はしてしまいました。

○鈴木座長 ちょっと私、一つ、モニタリングのところで、文科省というか、科技庁の部隊がここへ入ってこられて、それを継続してずっとお遣りになっているというのは、大変それはそれでスタートとしてはいいと思うんですが、やっぱり実際に汚染された地域が、例えば海洋に広がっていったり、水産物なんかに、それは、だから、水産業のほうで勝手にやればいいのか、そういうことじゃなくて、やっぱり全体像をここで把握できているほうがいいと思うんですよね。数は幾つやりますということよりも、その中身がどうかという辺りがもうちょっと、もうこの時期、3年たったこの時期になって、少し見直していただくとか、そういうようなこともあってほしい気がしまして、その辺はこれからは全然読み取れないので、もちろん実際にそこへ関わっている方々は苦労しながらやっておられると思うんですが、その辺が、こういうふうに変えて、こうなったというようなことがむしろ見えるほうが、見えるようなことがあると、大変心強く思われる面もあるんじゃないかなと、その辺がちょっと気になりました。

○荒木課長 監視情報課長の荒木ですけども、今、先生のほうから言われたところは、ここには細かくは出ていないんですけども、総合モニタリング計画というのを今作っております。一番最近だと、この4月に改定をさせていただいております。その中で、今、福島において関係省庁が、こういうことをやっていますというのを体系的にそこに書き込んだ上でやらせていただいておりますので、それでもって御説明をさせていただく、あるいは、それでもって体系を見ていくという形で、我々はやらせていただいておりますので、そこで御説明ができるかなと思っています。ですので、必要があれば、その部分を随時見直しをしていくと、こういう形になろうかと思えます。

○鈴木座長 何しろ、我が国においては大部隊なんですね、このモニタリングに関わっている方々。だから、やっぱりそこをきっちり有効に機能させていただくというようなことを是非お願いしたいと思います。

○池田長官 承知いたしました。表現はこういう形になっておりますけども、総合モニタリング計画というようなことで、できるだけ充実の方向を出していきたいというふうに思っております。

一言ちょっと申し上げますと、この政策評価の事前分析というのがなぜ始まったかというのと、どちらかという、予算の評価がメインだったんですね。そのためにこういう書式になっているという部分がございます、その意味で、政策全体を評価するというよりも、個々の政策を評価するというような意味合いが強いなという気がしております。そういうことで考えますと、ちょっと飯塚先生の御期待に沿えるようなものはなかなか作りづらいということで、ひとつ御理解いただければと思います。

○町委員 原子力行政に関する信頼の確保のところ、組織体制の強化とありますけれども、今回、御説明の中に500人規模から1,000人体制になったということで、組織がそれだけ巨大化するということ、質より量ということで、なかなか質の担保が難しくなってくると思うんですが、もともとは原子力の専門家の機構そのものを吸収した形にはなっていると思うんですけど、でも、機構自体が、もともとやはり検査をやっている、問題が組織にはあったと思うんですけども、そういう意味では、それを飲み込んだということは、今後、一層やはり質の担保を、いっぱい文字では専門性を高めたりとか、研修をやったりとか、こういう字面では書いてあるんですけども、本当にその専門性と質をどこまで、人数がこれだけ多くなると、その人たちを評価するとか、その質の担保をどこまでやったりちゃんとできるのかというところで、何か目に見える資格を取った人がこれぐらいいるとか、海外に研修に何人か行かせたというのも、一つの目に見える評価ではあると思うんですけども、原子力に関する保安検査官だったり、防災専門官だったりという資格もあると思いますので、そういう意味で、本当にどういうふうに専門性が高まったのかというのが、またさらに、1年で達成できることでもないと思いますので、今後を含めて、そういう長官からも、原子力の専門家はそんなにたくさんいるわけじゃないと最初のほうにもありましたが、今後、廃炉を進めていくにしても、専門家が必要であると思いますので、何か目に見える、そういった組織のレベルアップをちゃんとしているんだというところをもうちょっとわかるように、何か示していただければというふうに思います。

あともう一つ、やっぱり福島第一原子力発電所の安全性の向上のところ、その建物というか、建物だったり、新しい基準もそうなんですけど、建物に対する基準が幾ら世界一厳しいとはいっても、やはりそこに携わる人たちの安全の確保が第一だと思うので、福島に関しては、作業員の方たちが毎日3,000人~4,000人携わって、去年も東京電力にはちゃんと環境を整備するようにと指導はされていると思うんですけども、これ、本当にそれだけの人数が、今後、30年、40年、関わっていくその作業員の方たちに対することも、目標に、ちょっとあんまりそこら辺のことはたくさん細かくは書き込めないと思うんですが、そういう意味では、環境にはそういう作業員の人たちの人も含まれるという

ことは、やはりちょっと念頭に置いて、目標は掲げてほしいなど。健康被害が出ないことを祈るばかりなので、でも、今後、どういう危険な、燃料の取り出しも、もっと本格的になってくると思いますし、そういう危険が伴う作業はこれからもっと増えていくと思いますので、そういった部分も含めて、ちょっと目標は書いていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

すみません、あともう一つ、災害対策、あとモニタリングで、防災対策の訓練は、さっき、実施への支援なんですね。実施じゃなく、実施することに対する後押しということなんですけども、これ、私、去年も言ったんですけども、やはり先日、九州で川内原子力発電所で訓練されて、一応要介護者の方たちも参加する形で行われたというふうには聞いているんですけども、やはり比較的元気な人が参加したにもかかわらず、やはり要介護者の方たちの避難には時間がかかったというような、そういう現地の声もありますし、やはりそういう避難計画、建物が幾ら安全でも、やはりちゃんと避難計画が合わさなければ、世界一厳しいものだと私は思えないので、やはりその避難計画に関するものは、もっと原子力規制庁のほうからやはり本当に積極的に、どこまでできているのか、川内でやった反省点をいかにほかの全国にもフィードバックするのかなというのは、今後も引き続きやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○池田長官 ありがとうございます。3点ほど御指摘いただいたんですが、最初の人材の養成ということにつきましては、もう御指摘のとおりでございまして、職員の研修からプログラムを作成するとか、そういうことを、今、懸命にやっております。人材研修センターというものを作りまして、それに基づいてしっかりした養成をしていきたいと思っております。

若干申し上げますと、今、JNES、原子力安全基盤機構を吸収した結果、何が起きているかといいますと、実はJNESというところは非常に年齢が高いんですね。60以上の方が非常に多いです。それから50代も非常に多いです。この方たちが去っていった後に、その穴をどうやって埋めるかというのが非常に大きな課題でございまして、それは、我々としても非常に大きな迫られた切迫した状況だということで、これを一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

それから、作業員の環境ということですけども、これもやはり御指摘のとおりでして、先般、東京電力の廣瀬社長に委員長のところへ来てもらって、一番強く言いましたのは、実はこれなんですね。同じように作業をしても、例えば食べるころだとか、休息するところ、そういうところでも非常に重い防護服をつけるとか、そういうことだと、非常にいろんな意味で作業も進まないし、そもそも作業員に対する負担が重過ぎるんじゃないかと。こういうできるところを改善していくのが、東京電力としての責任でしょうということはかなり強く言いまして、東京電力のほうもそのとおりだとい



うことで、改善計画を持ってきております。それが本当に実現できるかどうか、これもしっかり私どもの仕事として見ていきたいというふうに思っております。

それから、最後に、災害対策への支援ということでございますけれども、災害対策というのは、災害対策基本法から始まって、原子力災害対策特別措置法というのがあるんですけども、基本的に災害対策というのは自治事務だというふうに位置づけられているのが日本の法律体系でございます。これは、ですから、防災計画あるいは避難計画を作るというのは自治体の仕事だというのは、これは世界共通でございます。アメリカでもフランスでも同じでございますして、これを一義的に自治体にやってもらうと。事情がわかっている人がやるというのは一番いいということだと思っておりますね。それをチェックするのは一体どこがやるかということなんですけれども、新聞などでは、しばしばアメリカではNRC（米国原子力規制委員会）がやっているというふうな報道がございますけれども、実際には、アメリカではFEMA（米国連邦緊急事態管理庁）がやっています。災害対策省庁がやっているということですね。したがって、これはどちらかという、災害対策をやるところが、原子力防護の思想では、これ、第5層という部分に当たるんですけども、この第5層は災害対策の役所がやるというのが本当は正しい作り方であろうというふうに思っておりますね。そういう法制をどういうふうにとるかということは、今後の課題だと思っておりますけれども、私どもも、全然無関係では当然ございませんので、これに対してはしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

○鈴木座長 よろしいでしょうか。

ちょっと一つだけ、IAEAとの関係とか、いろんな面で国際的に交流がますますこれから深まってくと思うんですが、一体原子力規制庁に外国人職員が何人いるのか。要するに、例えば、今度、安全基盤機構が統合されたわけですけど、そんなところは、もう半数ぐらいは海外から人を入れるとか、お辞めになった方後は全部外から、例えば東南アジアやいろんなところで、また新しい原子力発電所がどんどん生まれていきますね。そういう方々のやっぱりキャパシティ・ビルディングも必要だし、日本の果たすべき役割っていろいろあると思うんですよね。IAEA関連だったら、こちらとのバスターで人の交流もしやすいでしょうし、いろんな形でもうちょっと国際的に見えるような形にさせていただくということも必要なんじゃないかと、これはちょっと余分なことを申し上げました。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ御注意いただいたところは、それじゃあ、修文をお願いして、必要でしたら私は御相談に乗らせていただくということにさせていただきます。

では、本日の予定の議事は以上となりますが、今後の予定等、何かございましたら。

○米谷課長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

今、座長からまとめていただきましたが、事後評価につきましても、事前評価につきましても、委員の方々からいただきました御意見を、もう一度、私どものほうで咀嚼（そしゃく）させていただきまして、これらの修文を検討してまいりたいと思います。そして、その過程で、座長にはちょっと諮らせていただくこともあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

事務局からも以上でございます。

○鈴木座長 それでは、どうもありがとうございました。

以上